

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話 03-3377-4649

FAX 03-3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

西村発言と日本の核武装問題

山崎 正平……………2

求心力喪失がさらに明確に

……………3

―連合大会の報告(上)―

#### 障害者就労の現実 パート2

クソ課長・会社に勝った

町田 一男……………6

いまだき湯茶セットのない職場

改憲阻止を戦略目標に

政権研究班……………10

―自・自・公体制は破綻する―

先生からの最後のメッセージ

津野 公夫……………12

―近江谷左馬之介先生と私―

戦後社会保障理念の大転換

黒川 征一……………13

―介護保険法は憲法二五条の全面否定(上)―

はやくも特別養護老人ホームで追い出し

滝野 嘉津子……………15

読者からのおたより……………16

# 旬刊 社会通信

NO. 752

一九九九年一月二一日号

一九九九年一月二一日発行  
(毎月一日・二一日・二二日三回発行)

## 西村発言と日本の核武装問題

一〇月二〇日、西村真悟防衛政務次官は、週刊誌上での核武装発言で辞任した。その発言とは、「核を持たないところがいちばん危険なんだ。日本がいちばん危ない。日本も核武装したほうがええかもわからんということも国会で検討せなアカンな。」というもの。「核武装すべし」と直截に語ったわけではないが、核武装に向けた国政レベルでの論議を求めている。旧社会党の安保・自衛隊肯定、新ガイドライン締結と関連諸法案の成立、有事法制整備の具体化という一連の流れの上の政府要人発言であり、保守勢力内部の伏流の一つが実面に出たものである。

日本は憲法上、核武装はもちろん、いかなる軍事力も保持できない。日本の平和は、軍事力均衡核抑止力に依ってではなく、平和的手段でのみ追求される。それが、日本のアジア侵略と戦争の惨禍からの歴史的教訓である。しかし、日本政時の今日の核政策は、憲法上は「自衛のための最小限の核兵器を持つことは差し支えない」と日本の核武装を肯定し、現実政策では日米軍事同盟で米核戦略の一端を担いつつアメリカの核の傘で他国の核戦力に対抗し、日本自身は「枝兵器を持たず、作らず、持ちこませず」の非核三原則をとり、国際的には核保有国の拡大を阻止するというものである。日本の非核は、米核戦略を前提とし、政策として核武装してないだけという危うさの上に成りたち、論理上はいつでも政策転換で核武装できる。西村発言は、この脆弱点を突いたのである。

この西村発言に、日本の主要五紙がどのような反応を示したのか。「朝日」社説は、西村発言は「これからの日本」の「選択に対する主張」であり、それだけに更迭という「明確な処置」をとって、日本の「防衛政策の軸が変わらないことを内外に再確認すべき」だと述べている。将来にわたり日本は非核原則を保持すべしとの立場である。しかし解説記事を含め、日本が米核戦略と一体である現状に言及しておらず、迫力に欠けている。

「日経」社説は、「朝日」よりも鮮明な非核の主張である。「政治家の政策論としても間違い」「核武装は日本にとって取り得ぬ選択である」と述べ、将来にわたって核武装を否定する。特に、「日本の核武装は、東アジアの緊張を高め、国際的孤立化を招く」との考えは、日本の伝統的な保守・財界勢力の立場を反映している。だが西村発言は、今日の保守・財界勢力の中の一潮流としてある軍事的自立論の反映であり、彼ら内部の攻めぎあいから留意していく必要がある。

「毎日」社説は、核武装検討論は「非核三原則を国是としてきた日本の核政策に背くもの」で本来罷免にあたいし、小渕首相の見識・指導力が問われるとしている。だが同時に解説記事では、「米国の核の傘に入っている日本は、周辺諸国から見れば事実上の『核保有』国に等しい。米国の報復核攻撃をソ連が確認していたからこそ、冷戦時代の日本の安全は保たれた。」との見解を述べている。特に、日本の核武装がありうる前提条件として、「米国の核抑止力がもはや機能しなくなった」場合と「日本が米国の核の傘を離れる必要がある」場合を挙げており、こうしたケースを現実性に乏しいとして退けてはいるものの、論調の将来的転換の危険を感じさせる。

「読売」社説は、西村発言は政務次官として不適切であり、日米安保の基本を否定しか

ねず、「米国などの不信感を招き、結果的に日本の国益を損なう可能性も皆無ではない」とする。しかし、「一人の衆議院議員」としての発言であれば「問題視されることはないだろう」と、わざわざ注釈を加えている。社説が危惧するのは、西村発言で「健全で活発な安保・防衛論議の機運に水をさされる」ことであり、日本の非核三原則が崩れ去ることではない。「読売」の現時点の立場は、消極的な「論核」と言えるだろう。

「産経」社説のタイトルは、「発言に耳を塞ぐべきでない」である。内容も、非核三原則について「政策である以上、変えてはならないというものではない」と述べ、「朝鮮半島情勢や日米関係の変化によっては、日本が真剣に『核』について考えざるをえないときがないとはいえない」とする。コメント記事はさらに明確で、核武装問題について「むしろ大いに議論すべき」だと主張している。積極的な「論核」であり、核武装への道を掃き清める意図すら窺える。

日本の平和勢力内では、日本の核武装はありえないというのが一般的判断であった。実際、当面その現実性はない。だが日本の反核・平和運動は、西村発言を契機に、非核政策が将来までは担保されていないことを自覚し運動化することを迫られたと言える。

(山崎 正平)

## 求心力喪失がさらに明確に

—連合大会の報告(上)—

### 連合結成から十年

第二次世界大戦後、とりわけ総評結成(一九五〇年)以来の日本労働運動は三つの転換点がある。第一は三池闘争(一九六〇年)、第二は生産性基準原理の提唱(一九七四年)、第三は連合結成(一九八九年)だ。総評消滅と連合結成の過程は、①職場からの日常闘争(職場闘争)、②賃金を中心とする労働諸条件獲得の闘い(春闘)、③反戦・平和の闘い(護憲・非武装中立)という労働者階級思想・哲学が崩された過程でもあった。

現在からこの三つの転換点を見ると、日本資本主義の節目と一致していることに驚かされる。三池闘争は日本独占資本の自立と復活のまったなかで、独占資本は職場闘争圧殺の道筋をつくった。生産性基準原理は独占資本の労務対策指令部である日経連といち早く「職場の安定帯」をつくった鉄鋼労連の共同で作成された。この時、日本資本主義は帝国主義的自立と発展への境目にあった。連合結成は労働戦線再編成と①中曽根第二臨調、②三公社(国鉄・電々・専売)の民営化攻撃、さらに③規制緩和から経済構造改革への流れの中にあり、日本独占資本の帝国主義的進出の出発点に位置した。

連合が結成されたのは一九八九年十一月二日だから、まさにバブル経済まったただ中であつた。世界的な競争戦の激化は日本資本主義のお伽噺のような高度成長をもたらした諸要因を直撃し、現在、従来の法制、制度、仕組みが全面的に動揺している。科学的社会主義の創始者たちは「大きな変革」の条件として、①支配者が支配の自信を失うこと、②労働者が今のままでは生きていけないこと、さらには③己の生活を守るために攻撃に立ち上がること等をあげている。徐々にとにかく急速に「大きな変革」への道を日本資本主義は歩み始めているのではないか。

連合という労働組合といえども、それは例外ではない。連合はバブルまっただ中、日本の労資慣行を土台につくられた。現在、日本の労資慣行は動揺し、すでに崩壊した。それは①世界的大競争による巨大独占資本形成と産業再編成、②アメリカ的資本の論理による日本資本主義の修正、③国内にあっても金融業の大再編成にみられるように、従来の企業別組合は足元から音をたててくずれている。連合十周年大会は、こうして十年前にはだれも予想しなかった事態のもとでおこなわれた。連合大会について報告したい。

### 連合大会では何が論議されたのか

議案は五つ。まず「二一世紀へ、連合の挑戦―労働を中心とした福祉型社会をめざして」と題された運動方針案、次に「連合の政治方針改定案」、さらに「連合政治センターの設置案」、それに「二〇〇〇年度予算案」、そして「役員選出」だ。

報告事項も四つだ。まず「九八―九九年度活動報告」、次に「連合二一世紀への挑戦委員会」中間報告、さらに特別報告として「新しいワークルールの確立に向けて」、それに「一般活動報告書・別冊―組織拡大第一次実行計画のまとめと第二次実行計画の骨子について」だ。

### 方針案の特徴はどこか

特筆すべきことは、連合指導部が完全に自信を失っていることだ。大会冒頭、鷺尾会長は「四団体時代の時の方が政治的には力があつた」「真の意味の労働組合の力を示したい」と自信喪失のありさまだし、笹森事務局長も「十年前連合をつくり、これで日本労働運動は大丈夫と思っていた。しかし、連合の姿は見え、求心力もない。なんのために連合をつくったのか」と、はためにも痛々しいほどだった。さらに笹森氏は答弁の中で「日経連の奥田会長は労働組合はもつとがんばれともいつている」と、大まじめに日経連会長との会話の一端を披瀝し恥じるところがないのだから、病膏肓（やまいこうもう）に入る状況だ。鷺尾さんや笹森さん、さらには連合各級機関の大幹部は今やりの「カタカナ語」を駆使するが、今日の情勢について何ひとつ理解していないのではないか。

その矛盾と混乱が運動方針に充滿していることだ。ポイントは五つくらいに整理できる。第一は、「労働を中心とした福祉型社会」が連合のめざす社会像とし、「ゆとり・公正・連帯」、「安心・安全・安定」の社会をつくるとしている。しかし、実態はいえ、失業問題はむしろ賃金でも「ものわかりが悪い」と言われようと断固立ち向かわなければならぬ。今こそ労使が真に対等の関係に立って、不況に抗し、雇用を守っていくことが課題となっている（第六回大会議案書『運動方針その一』、三頁）といわざるをえない状況なのに、具体的にどう闘うかについての記述はいっさいない。

第二は、資本に「ものわかりが悪い」といわれようとともいいながら、参加路線の全面推進をうたっていることだ。運動方針その一の「二一世紀へ、労働運動の役割と責任」で、こういわれている。

「これまでの労働運動は、経済成長を与件とし、膨らむパイの分配を企業レベルで追求してきた。しかし、必ずしも成長が与件とならない中での労働運動においては、公正な分配（社会的な分配も含めて）こそが課題となる。そして、公正とルールにもとづくことで

あり、社会的なルールをつくるためには、参加が保障されなければならない。

参加は責任をとまなう。労働運動は、『抵抗』から『要求』そして、『参加』へと、運動のレベルを歴史的に発展させてきた。労働運動が歴史的に到達した地平に立って、いまわれわれは、二一世紀を切り開く役割と責任を担っていく(同、五頁)。

第三は、雇用問題で連合が揺さぶられ、混乱していることだ。運動方針その一では「市場万能の風潮を背景に、なりふり構わぬリストラが横行しているなかで、問われるべきは企業の雇用責任であるが、労働組合の対応も十分であろうか」と自問し、「雇用は労働組合にとって生命線であり、社会的責任を果たさうとしない経営者に対しては、『ものわかりが悪い』といわれようとも、断固立ち向かわねばならない」

と呼びかけている。その具体的方策が「新しいワークルールの確立に向けて」だが、グローバル化、情報通信革命、成果・成績主義導入下、言葉だけの「ルールづくり」で、首切り・失業をメインスローガン「力と行動」の実践である「力で阻止」との観点はまったくない。それが組織の減少に如実に示されているわけだ。

第四は、「ものわかりが悪い」労働運動の中味だ。「抵抗」、「要求」にかかわらず、「参加」だって現政治・経済情勢では「経営責任追及」という抵抗・要求のたまたかい方がある。さらに珍妙で連合らしさそのものなのが参加を「企業の長期的発展の制度的保障」(同、四頁)、としていることだ。

第五は、ムキダシの資本主義のあらわれである「市場万能主義」、「市場原理主義」に「すべてを市場に委ねようとする政策は、社会的格差を拡大し、かえって経済の活力を阻害する」(同、二頁)と床の下から吠えてみせる。この論点を「社会民主主義のかおり」と評価する人たちが少なくない。とりわけ、旧総評書記局の人たちがこの一節を入れるのに努力している。もし、これくらいの記述で「社民のかおり」というのなら、奥田日経連会長は「人間の顔をした市場経済」、「市場万能論は誤り」といい、安易に労働者の首を切る経営者は「経営者としての資格はない。辞任すべき」とすらいふのだから、奥田の方がもっと「社民のかおり」がすることになる。

いずれにせよ連合のいう「ゆとり・公正・連帯」、「安心・安全・安定」は根本から揺さぶられている。これらの基盤である雇用、賃金、労働条件は低下し、不安は増すばかり。さらに、こうした状況をもたらしたのは、「抵抗・要求」を放棄し、全面的な参加推進にその原因がある。春闘についても、インフレからデフレ、高度成長から金融恐慌、不況で生産性賃金論は破たんした。連合方針は自己矛盾と混乱の見本市だ。

### 連合の政治方針「改訂」のポイント

現行の「政治方針」は一九九三年の第三回大会でつくられた。経済は金融恐慌、政治は大政翼賛政治へと大きく変わった。改訂のポイントは「国の基本政策に関する」ところで二点ある。

第一は憲法問題で「憲法改正」に一步ふみこんだことだ。現行では「国民世論の動向を見ても明らかなおと、憲法改正を俎上に乗せることは不適当であると判断する」とあるが、改定案では――

「わが国の国民世論動向の現状は、グローバル化の進展や国際情勢の変化、環境問題、

情報公開等の理由から、憲法論議への関心は高まってきている。しかし、まだ論議自体が国民的な広がりを見せておらず未成熟のため、現状では憲法改正を組上に乗せることは、時期尚早と判断する」

と、「不適当」から「時期尚早」になった。連合は民間政治臨調の継承組織である二一世紀臨調の中心組織の一つだ。そして二一世紀臨調は「戦後憲法体制」の抜本的改悪をめざしている。その中心テーマは憲法九条改悪。したがって、連合の方針の変更の意味は、憲法改悪が国民世論の分裂にいたらない情勢をつくるということだ。

第二は有事体制について論議をおこなうことをあらたに提案していることだ。

「防衛論議は、従来のあいまいで具体性のない防衛論議から、国民の権利と義務との関係および民主主義のルール遵守を前提に、平時対応・周辺事態対応・有事対応の区分のなかで、国民的論議を行えるように努める」と。  
(T・つづく)

## 障害者就労の現実 パート2

### クソ課長・会社に勝った

いまだき湯茶セットのない職場

これは、今日の話です。決して、労働運動の権利闘争が燃え広がった七〇年代の話ではありません。なぜなら、この拙文を書いているわたくし自身が、労働運動に足を踏み入れた三〇年前の若かりし頃と錯覚してしまったほどですから。しかし、闘いの原点「職場での権利」闘争。たった一人で闘った報告です。

#### 1、それは、組織改革と人事異動から始まった

二月一九日(金)、この日、かねて噂の組織改革と人事異動が発表された。これまでの組織改革と人事異動は、七年半前に「障害者雇用法」の枠内採用のわたくしには関係のないものであったが、今回の組織改革と人事異動は、かくいうわたくしも巻き込まれるものであった。概略は、これまで所属していた部が三分割され、会社のPRを一手に司る広報部へ課ごと異動する。広報部は仕事の性格から、東京の大手町勤務となる。しかし、足に障害のあるわたくしに、混雑した電車で片道二時間の通勤は不可能であるところから、課本体は一課として大手町に移し、新たに二課を新設して、わたくしは今まで通りの勤務となった。この組織改革と人事異動で、部長も課長も新任となり、いままで一緒に仕事をしていた人たちの中から、仕事と住まいの関係から、女性一人が一緒の異動となった。

異動実施のプロジェクト会議で、わたくしは自分の業務と、業務遂行上のパソコンなどの業務環境や、事務用品をはじめ用度品の購入方法、通勤条件、湯茶セットの設置などを新旧の課長に確認した。すべてこれまでと同じとの言質を得たが、湯茶セットについては、これまで使い捨てのコップを使用していたが四人の小さな課なので、湯飲みだけは自宅から持参するようになった。

#### 2、湯茶セットの設置は検討する

三月一日(月)、異動初日である。電話やFAX、書類ロッカー、各自のパソコンや机など、業務に必要な物は二月二七日(土)と二八日(日)の二日で、業者の手によって新

しい部屋に運びこまれている。湯茶セットは食器棚のスペースを確保してあった。新たにできたこの課で、四人の顔が揃い、型通りの挨拶と各自の業務の確認が行われ業務についた。昼休みまでもう少しの十一時半頃、喉の渴きを覚え、課長に湯茶セットの設置について確認した。「何時ごろ湯茶セット入りますか?」「あっ、それね。いま検討中ですからしばらく待ってください」「?」異動準備の確認事項が反故にされかかった。話しは大きく後退して一〇日が過ぎた。

三月一〇日(水)、雇用契約が単年度継続契約で、毎年、雇用契約の更新(法的には長期雇用でほとんど同じで、単年度継続契約の意味はないが、会社側の例年の通過儀式である)をさせられるわたくしの雇用契約が三月末で切れるのに伴う人事部との面談が行われた。担当者と同通りのやりとり(とは言え、今年は担当者の思わぬ冒頭の言葉から始まったが、詳細は後日「虎の尾を避けて―障害者就労の現実―PART3」としてご報告の予定)を経た後、約三〇項目の職場の改善点の一つとして、湯茶セットの早期設置を申し入れた。「検討して答える」の返事を得て部屋を出た。

三月二三日(火)、契約更改に伴う人事部との二度目の面接が行われた。職場改善点三〇項目のうち重要なものを絞り込み、メモとして担当者に渡した。湯茶セットの設置についての見解を求めたところ、「調査中」「?」ということになって、回答となった。

三月二九日(月)、同じフロアで仕事をしていた前の部が、いよいよフロア移動の引越となり、これまで、部長と女子社員の好意で戴いていた湯茶が飲めなくなった。

### 3、闘うための情報が必要

四月二〇日(火)、人事部と三度目の面談である。職場環境の改善など一定の前進があったので、事前にユニオンと相談した通り、今年の契約更改では判を押すことに決めて、契約書に署名捺印をした。しかし、湯茶セットについて、「会社は社員のための湯茶セットは置いていない。来客用か各部が何かの費目でやっていること。二〇Fの社員食堂に湯茶セットをそのために置いてあるのでそれを利用して欲しい」と担当者は説明した。同席した課長は、「四人の小さな課なので湯茶セットを置けば毎日のしたく、後始末や管理が難しい(?)」ので仕事優先(?)にしたい」訳の分からない説明と理由である。しかし、ここで怒らない。すぐこの挑発に乗らないことにして、この説明と理由をひっくり返すための準備をすることにした。

この日以来、この問題が決着するまでは、昼食時以外はいかなる場合でも缶ジュースなどの飲み物を口にしないこととした。まず、同じフロアに移動してきた部署の様子から調べた。移動の数日後に湯茶セット(コーヒーマーカー付きの豪華さ)が設置された。同じビルの他の部署はどうか? 知り合いのいる部署に電話を掛けたり、ついでのおりに足を運び調べる。ある。違うオフィスではどうか? 知り合いに電話で尋く。ある。この調査を進めているおり、思わぬチャンスが来た。

四月二八日(水)、大手町の広報部で業務打ち合せをやるという。時間に合わせて横浜を出た。大手町のオフィスに着くと、冷たいお絞りとアイスコーヒーが出てきた。「これはお客様用? 社員用?」「お客様用よ」「社員用のお茶で良いのだけれど……」「お客様と同じ物を戴いています」「お絞りは?」「これは特別サービス」「だよね」と話しつつ各自



の机を見ると、使い捨ての湯茶コーヒーのカップが置いてあった。「予算は？」「広報部だから接待費で落としている」「前は？」「前は部長交際費だったわ」「部長交際費？」「そう」手召きして女子社員を側に寄せ、「部長交際費って幾らあるの？」「毎月三〇万円」「何に使ってるの？」「ここはお客様が多いからお客様が中心かな」「ってことは、前は違ってた？」「そう、部下との飲み食いとかも」「ふうんそっかあ」「そうよ」ニヤリと笑って席を離れて行った。

打ち合せが終わり帰ろうとするわたくしに、「お茶でも飲みましようか？」と課長が誘った。ビルの喫茶店で時間潰しの雑談を終えて席を立つとき、課長は伝票を手にした。「お御馳走様です。こんな美味しいコーヒーでなくても良いですから、オフィスにも湯茶セット置いて戴けませんか」と、一言言って別れた。湯茶セット、各部では何の費目で落としているのか？ 額は？ の疑問を可能な限り調べた。解ったことは各部署とも湯茶は部長交際費で落としていること。その部長交際費は月額三〇万円。役員クラスになると交際費は月額五〇万から一〇〇万円もあると言う。本来の交際費に使うほかに、部下との飲み食いの懐柔の費用にも使われていることを突き止めた。

#### 4、闘うための仕掛けと反撃

六月四日（金）、初めての部長面談があった。広報部長と秘書室長を兼務するこの人は、次期役員候補ナンバー一の噂が高い男である。役員室のフロアーは、エレベーターを下りたときから、膝まで埋まるのではないかと思える絨毯が敷きつめられ、秘書室長応接間に入ると、秘書が豪華な器でコーヒーを運んできた。

この日の面談の目的は、二日前に支給された夏期一時金の説明とわたくしの業務把握と人物評価（？）が中心であったようだ。型通りの話の後、今後、この男が役員になることを前提に、障害者の雇用問題に関して、世界の動き、日本の動きと、会社のやり方の大きな食い違いを指摘しておいた。言葉を選びながら、当たり障りのない受け答えをしている顔には、明らかに苛立ちの表情が浮かび、眼は一度も笑わなかった。席を立つとき、「こんなに美味しいコーヒーでなくて結構です。大手町と同じように、課にも湯茶セットを置いて戴きたいのですが……」と、言い残して部屋を出た。

七月二七日（火）、月末提出期限の人事部長宛の「自己申告書」提出を提出した。これは、社員の業務に対する満足度、部署の人間関係、家庭の事情、会社に対する不満・意見を、「人事部長限」のマル秘（こんなことある訳ないが）扱いで、全社員に毎年提出させるものだが、今年は、型通りの設問に型通りの答えを書き、その他意見欄に、「湯茶セットがないのは納得できない」と記入して出した。

七月三〇日（金）、冷蔵庫が課に設置された。真新しい冷蔵庫の前に、「町田さんが二〇階の社員食堂からペットボトルか缶ジュースを買って来ても、冷たい物が飲めるようにしましたから」と、課長は言い放った。「ご心配有り難うございます。これ幾らしました？」「韓国〈現代〉製で、三万円」「わたくし頼みました？」「いや、足の悪い町田さんが、何度も二〇階の社員食堂からペットボトルか缶ジュースを買って来るのはたいへんと思いついて……」今までペットボトルを買って来ましたか？ 湯茶セットも置かない会社から、自腹でペットボトルや缶ジュースを買って来る金は貰っておりません」「……」「冷蔵庫購入



のお話は、事前にわたくしに何もなさいませんでしたよ。こんな物必要ですか？」「ですから、足の悪い町田さんが、何度も……」

「そういう言い方お止め下さい。それは課長、貴方が冷蔵庫を買うのにお考えになった理由でしょう。わたくしをそう言う形でご利用になるのは心外です。人間が働いている場所に、湯茶セットがない。同じ部で、大手町には湯茶セットがある。ここで働いている社員の人権を無視・軽視していることを、わたくしは問題にしているのです」「それは、……」「課長のお為ごかしに付き合う暇はありませんよ。問題のすり替えは止めて戴きたい。生産工場では衛生問題や、ライン生産の場合は生産ラインを止められないから、湯茶セットを側に置けない。だから休み時間に飲めるよう湯茶セットを準備している。ここはオフィスです。湯茶セットがないのがおかしいのです」

「せっかく買った冷蔵庫……」「わたくしは冷蔵庫設置の必要性を認めません。使う必要を想定できませんので、わたくしは使うことをご遠慮させて戴きます」「それは、……」「良いではありませんか。わたくしは意思を強制なさいますか？」話しは終わった。

八月三日（火）、人事課長との面談が実現した。これは、先に提出した人事部長宛の「自己申告書」に、昨年の契約更改以来、人事課長との面談約束が反故にされていることを書いて提出したことから実現したものである。

人事部応接室に入るとお茶が運ばれて来た。人事課長が入って来て、「いやあ、忙しいもので……」「そうですね。この会社で暇な人は誰もいませんから……」「どうぞ」とお茶を勧める。一口啜って、「美味しいお茶ですね」「ええまあ、静岡の何とか言う有名なお茶で」「こちらは応募の人とか大勢の方が訪問する部署ですから、会社としてそれなりのお茶を出さないと……」「ええ」

「社員が飲むのは静岡などと言うものでなくてもよいのですが。わたくしの課に湯茶セットさえないのですよ。ご存じでしたか？」「はい。自己申告書にもお書きになっていらっしやいましたし」「四月二〇日、人事担当者からご説明戴いたのですが、その話しにどうしても納得いきませんので……」「それは部・課長の考え方一つで決まりますから……」「そうですね。分かりました」。後は仕事のこと、出版業界の話などで時間は過ぎて、部屋を出た。

##### 5、「お茶を社長にかけてしまっても良いですか？」勝つための詰め

八月二〇日（金）、この日、九月一日（水）付けの機構改革と人事異動が発表された。この春から、会社は情報化経営に本格的に取り組み、スピード経営を全面に押し出して来た。結果、不採算部門の切り捨てに伴う、機構改革と人事異動を毎月行っている。

課の女子社員が自己申告書で移動を希望した結果、彼女が転出し、長期派遣社員を雇用することを前提に、課長と業務打ち合せを型通り行なった。この後、湯茶セットについて議論をした。

「何時まで待てば湯茶セットを設置して戴けるのですかか？」「検討中です」「ですから、何時まで？」「……」「ご存じないようですが、職場に湯茶セットがないことは、裁判すれば、会社負けますよ。こんなこと、三〇年も前の労働裁判の判例なっているのです」「……」「七月三〇日に申し上げましたが、働いている現場に湯茶セットがないのが問題なの

です。八月三日に人事課長との面談で聴いたのですが、湯茶セットは部課長の判断による  
とお聞きしていますが：「それは、：」「四月二〇日の人事部の担当者が言ったようにわ  
たくしは二〇階に毎日何回かお湯を戴きに行っても良いのですよ。しかしエレベーターで  
乗り合わせる他の部課長や役員、さらに、お客様などの目に留まって、何言われるか？  
それは、わたくしは言われた通りやっているので構わないのですよ。しかし、貴方や部長  
が何言われるか？ この会社の不思議な所は小さな問題が、後で〈何で〉と言うような大  
問題になることです。では、二〇階にお茶を戴きに：」と机の引出しを開けると、

「チョット：」「？何か」「いやあ、：」「エレベーターは誰と乗り合わせるか分かりま  
せん。たまたま社長とご一緒することもありますよね。あるいはお客様と乗り合わせるこ  
とになる場合もありますよね。こんな時、緊張の余り足がつかかたり、転んで、社長  
やお客様にお茶をかけてしまうかもしれません。社長やお客様にお茶をかけても良いので  
すか？ わたくしは良いのですよ。ごめんなさいって謝ればそれで済みますから、しかし、  
貴方や部長は上から何を言われるか、それはわたくしの責任ではありませんよ：」「分か  
りました」「そうですね？ どのように」「湯茶セットを置きますから：」「有り難うござ  
います」「飲むものは何が良いですか？」「それはわたくし一人で決められません。女性群  
にも尋いて下さい。わたくしは湯茶セットが準備されれば良いのです」

八月二三日（月）、「新たに大手町に移転する他の部署が、今使っている電気ポットが不  
要になったと言うことで、戴くことにしました。飲み物は緑茶かほうじ茶のティーパック  
でも良いですか？」「何でも構いませんよ」「そうですね。ティーパック一袋一五円なん  
ですよ」「それはどうも：」「一袋で三杯は飲めます。決まり良く、九月一日から実施と言  
うことで：」「色付け茶ですね。後一週間位なら待ちますよ。それでもかまいません」

九月一日（水）、ほうじ茶が準備された。白湯も呑める。九時二〇分、電気ポットが沸  
き立った音を奏でた。持参して半年も机の引出しにしまっておいた湯飲みカップを出して、  
ほうじ茶を啜った。一〇時三〇分、二〇階から五〇〇ミリ入りのコーヒーを買って戻った。  
「ほうじ茶、緑茶が準備されれば、コーヒーは嗜好品です。コーヒー、紅茶が準備され  
れば、ほうじ茶、緑茶は嗜好品です。しかし何も無い所に、お茶は嗜好品と言う論理は通り  
ませんよ。わたくしはコーヒーが好きなので：」と課長に言って、ペットボトルの栓を空  
けた。このクソ課長・会社との湯茶セットをめぐる闘いに終止符を打った。勝った。

（神奈川・町田 一男）

## 改憲阻止を戦略目標に

— 自・自・公体制は破綻する —

### 西村氏は平和と女性の敵

小淵・自公連立内閣は、国会も開かれていないうちから早くもつまづいた。自称民族  
主義者（実際は軍国主義者である）の西村真悟防衛政務次官は「日本も核武装したほうが  
ええかもわかんというこゝも国会で検討せなアカンな。」をはじめとする核武装の国会  
検討や「女性議員に言うてやった。『お前が強姦されとつてもオレは絶対に救つたらんぞ』  
というような品性下劣な発言によって、次官就任十六日目で辞任に追い込まれている。

西村氏は、元西村栄一・民社党委員長の三男で京大出の弁護士である。彼は民社党から新進党へ。旧民社系のその多くは民主党へ走ったが、西村氏は小沢自由党首系のタカ派行動隊長格である。選挙区は大阪十七区である。自ら辞任を申し出ておきながら「国会議員が議論を呼びかけるのは当たり前」とコリない人である。西村氏は国境紛争の場になっている尖閣諸島・魚釣島に日の丸を手に右翼と共に上陸したことのある有名な人物で、防衛庁幹部にさえ迷惑がられていたのであるという。彼の日頃の右翼・軍国主義的言動を知りながら防衛庁の政務次官に任命した小沢党首と小沢首相の責任は重い。

こと小沢氏は「アメリカ軍との協力による戦争準備のため」の防衛庁を中心とする法律の整備を強引に促進するため西村氏を選んだといわれている。その意味では小沢・自由党の野望の一部がバクロしたわけで自自公の暴走に少しはブレイキになったかも知れない。

民主党はじめとする野党は臨時国会が始まったら、冒頭から徹底的に西村氏の背後関係を含めて追及しなければならぬ。野党・民主党にも「民族主義者」が多いから、この際は女性議員が先頭に立つべきだと思う。共産・社民にも女性議員は多いのだからセクハラ問題も含めて、西村氏には議員辞職を迫るべきである。

### 自自公連立早くも崩壊の兆し

支配層が何事か大きなことを実行しようとするときには、安定した強力な内閣を要求するのが常である。自民党は「安定多数」の道を右翼政党の自由党に求めた。それでもなお数の不足を宗教政党の公明党を引き込んだ。自民党は自自公連立政権によって、アメリカと財界の要求に充分に応えてゆけると考えた。たしかに連立政権に入ろうとした公明党は、「日の丸・君が代」、「戦争協力法」、「盗聴法」、「住民基本台帳法」、「中央省庁再編法・地方分権推進法」、そして改憲の第一歩である「憲法調査会法」などに賛成しすべて成立させた。公明党は今なお池田大作のワンマン体制下にある創価学会と一体であり、政教分離などというのは「立前」であって「現世の利益」を追求してやまないものである。そこに自民党と公明党は利害が一致している。学会の宗教活動も権力からのおこぼれと、宗教をもとにした「商売」（学会幹部の企業活動）も限界に来ていることも政権に近づいた理由の大きな一つである。

しかしこの三党連立にとって最大のハードルは、次の総選挙で協力して戦後最大の与党勢力を維持できるかどうかである。すでに長野県の参院補選で自自公が敗退した。これは三党間に「大きな不信」を生じさせた結果となった。長野県における特殊事情もあったがそれ以上に問題なのは、公明の創価学会の票が自民党へ動かなかったのである。自民党の大差の敗北はそのせいである。

今後の三党の選挙協力では①自民と自由両党の協力が事実上成功しないケースの方が多くなる。②公明は民主党とも場所によっては組むケースが生まれ、三党間の「不信」がさらに拡大する。③結果として自民党内の反自由党派と反公明・学会派が派閥的に動き出し、政権内部に矛盾が拡大する。

自自公体制制にとってさらに大きな問題として破綻の原因となるものは、何といっても不況のいっそうの深化である。大企業が次々と合併し、大量の首切りをやって景気がよくなるわけがないし、アメリカを中心とする経済もいろいろと暗い材料を出してきている。日

本の財政赤字はバラマキ予算で限界にきている。

自公体制を破綻させるものは、勤労大衆の反撃である。改憲阻止を戦略目標にあらゆる勤労大衆の不安、不満、失業、リストラ、中小企業の倒産などを大衆運動、市民運動へ向かって数人の活動から始めることである。  
(政権研究班)

## 先生からの最後のメッセージ

— 近江谷左馬之介先生と私 —

近江谷左馬之介先生が、十月十日未明、逝去された。享年七四歳、肝不全であった。

近江谷先生は九州大学経済学部を退職したのち帰京され、社会主義運動に専念されてこられた。わたしが、親しくお付き合いをさせていただくようになったのは、先生が一九九八年の春に再建した社会主義協会の顧問に就任され、『テーゼ』起草委員会の委員長をお引受けいただくことになってからである。先生には研究会やテーゼ起草委員会のために、たびたび、東京の事務所まで足を運ばれ、討論を積極的にリードしていただいた。わたしも稲村が崎のお宅に、たびたびお伺いし、主に経済分析、社会主義論、資本主義から社会主義への移行論について何度もご意見を拝聴したし、またやや「厳しく論争」したこともある。『アソシエ21』の設立にあたっては、「宇野経済学に学ぶ」講座の企画をされ、君も手伝えといわれて、何度かお付合をした。

ご存じの方々も多いと思うが、咽喉の手術をされ、話すことが不自由であったので、話しに熱がこもってくると、用意していたメモ用紙を取り出して、一気に論点を書いて、どうかと睨みかけてこられた。近江谷さんがメモ用紙に手を出すと、愛犬の「さくら」がじやれつくこともあった。議論が白熱して夕暮れになると、奥さんに手作りのお寿司をいただいたこともある。かつて学生の頃、大学の恩師のところでもこんな風にしていたことがあったが、やはり立派な研究者の奥さんはきちんとしているなと感じたことが思い起こされる。

先生の『テーゼ』作成にあたっての基本的なスタンスは、労農派の伝統と向坂逸郎の理論的・実践的成果の継承を前提にしながらも、新たな情勢の分析に際しては、われわれがこれまでにおこなってきた「主張」にこだわらず、また「聖域」を設けず、根本的な総括をしたうえで起草するという姿勢が必要だというものであった。具体的な問題に関しては、経済分析では一九七四年前後に始まる世界的な高度経済成長の破綻の原因の明確化、社会主義論ではスターリン批判やソ連・東欧の社会主義の崩壊現象についての理論的解明、市場と計画の問題、移行論については左派社会党の綱領の過渡的政権論の研究や資本の政策にたいする対抗政策の必要性をとくに強調されていた。

また、「テーゼ」の章建てについても、こうあるべきだと意見を述べられ、「テーゼ第一次草案」では、章建ては近江谷先生の提案がほとんど生かされている。起草の最終段階では、当初の「きちんとしたものができるかどうか、不安だ」という厳しい指摘から、「思っていた以上にみんなが勉強してくれて、なんとか批判に耐えられるのができそうだ」と言う採点をもらうところまで漕ぎ着けたが、この採点は私たちに対する心づかいのあらわれで、とうぜん先生は不十分だと思っておられた。「第一次草案」を一〇月三日の会議で

了承した後も、不十分な点が残っているから、「第二次草案」にむけてただちに勉強会の計画を建てること、自分も手を入れたいから「草案」を二部送って欲しいという趣旨のファックスをいただいた。それが、先生からいただいた最後のメッセージであった。稲村が崎の先生の机の上には、まさに手を入れていた「草案」が開かれて置かれていた。自分に、このような生き方ができるか否か、かなり厳しい問いかけである。

(津野 公夫)

## 戦後社会保障理念の大転換

— 介護保険法は憲法二五条の全面否定(上) —

### 厚生省が世論誘導

一九九七年十二月に成立しました「介護保険法」に基づき、二〇〇〇年四月から「介護保険制度」がスタートします。

公的介護保険制度導入に関する議論を政府が初めて「公式」に取り上げたのは、一九九四年九月の社会保障制度審議会の第二次報告においてであります。法成立から遡ってわずか三年余り前にすぎません。しかし、厚生省の官僚はこの報告以前の一九九二年頃から、当時の老人保健福祉局長岡光序治等によって厚生省内に「研究チーム」を作っており、一九九四年四月にはそれを大臣官房の「高齢者介護対策本部」に格上げし、その下に設置された「高齢者介護・自立支援システム研究会」が同年十二月に報告書「新たな高齢者介護システムの構築をめざして」を提出しました。

ここでは高齢者介護の費用負担のあり方について「租税を財源とする公費負担方式」から「保険料を強制拠出させる社会保険方式」に転換すること、国民は「保険料の拠出」と「相当額の利用料の負担」を条件として介護サービスの給付を受けられるものとする事が強調されています。

社会保障制度審議会が介護保険制度の創設を勧告したのは一九九五年十二月であるにもかかわらず、厚生省は早々と老人保健福祉審議会に介護保険方式の是非を諮問し、翌年の一九九五年二月からさっそく「老健審」の審議がスタートしています。

この流れを自然に追えば、厚生省の官僚が審議会報告のシナリオを書き、自分たちの私的研究会の結論を政府に文書として公式化させようとしたことが容易に推測できます。

ところがこの「研究チーム」の中核メンバーとは、一九九六年十二月に発覚した特別養護老人ホームの建設補助金をめぐる収賄事件で逮捕された岡光序治氏らの面々であります。岡光氏は「ミスター介護保険」と称されています、介護保険はこうした癒着の中から生み出されたといえます。

ところで、老人保健福祉審議会の審議は介護の各論に入るや紛糾が続き、当初の答申予定の一九九五年末を過ぎてはもとまらず、制度の骨格についての両論併記を残した中間報告が一九九六年一月に出され、同年四月には骨格がもとまらないまま最終報告が出されました。最後まで残った少数意見付きで答申がまとめられたのは、一九九六年六月、通常国会の会期切れ直前でありました。「最終報告が出た時点で、毎日新聞が二六人の委員のうち、二十一人にアンケートした結果、十一人が『議論』が不十分と回答し、『法案を提出

するための見切り発車」だと不満を述べています。「委員の証言によれば、家族介護はどうあるべきか、介護保険で提供される介護サービスモデルが適当かどうか、どのサービスにどれくらいの保険給付が適当か、保険料はいくらにすべきかなど核心的な部分についても、『議論する余裕がなかった』と述べています。

厚生省の官僚が情報を小出しにし、介護保険の正確な全体像や問題点をぼやかしたまま、自分たちの思い通りに審議と世論を誘導しようとした様子が伝わってきます。

### 国の責任を全面的に放棄

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とは、日本国憲法第二五条の生存権の規定であります。ただし、これは同条の第1項であって、第2項はこの「国民の生存権」をいわば担保するものとして、「国家の社会保障等の義務」を唱っています。「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国家による社会保障義務が充分に果たされなければ、国民の生存権は絵に描いた餅に過ぎないのであります。

介護保険法は、高齢や疾病・事故による障害に起因した介護を公的に保障する国民の要求の高まりを逆手に取って、国家負担の回避を目的とした社会保障制度の創設へと導く仕掛けであったといえます。

公的介護保障要求の高まりに応じて、日本型福祉政策が破綻し、政府がじりじりとその路線修正を図っただけではありません。むしろ政府は介護保障要求を介護保険にすり替えることを機会に、憲法二五条をバックボーンとした戦後社会保障理念の大転換を図ろうとしているのであります。それは、先にふれた社会保障制度審議会が一九九五年七月にまとめた勧告『社会保障体制の再構築』に端的に表されています。

この勧告では、一方では高齢者や障害者介護の立ち後れを認め、男女平等の視点から社会制度を世帯単位から個人単位へ切り替えることを推奨するとともに、他方では「社会保障制度は、みんなのためにみんなで作くり、みんなで支えていくものとして、二十一世紀の社会連帯の証としなければならない。これこそ今日における、そして二十一世紀における社会保障の基本理念である」「まず第一に重要なことは、社会保障の心、すなわち自立し社会連帯の考えを強く持つことである」「社会連帯とは頼りもたれあうことではなく、自分の家族の生活に対する責任を果たすと同じように、自分以外の人とともに生き、手を差し伸べることである」「若い世代は、高齢者の増加による負担の増大について心配している。したがって、社会保障制度が何についてどこまで保障するかを明確にし、それについて国民が十分理解することは極めて重要である」とし、他の箇処では言及されています。この社会保障義務も、核心的箇処におけるこれらの表現においてすっぽり抜け落ちています。

社会保障を、「社会連帯イコール自助を基本とした助け合い」に転換させようというものであります。そして、高齢者介護など「増大する負担については、自立と連帯の精神にのっとり、国民だれもが応分の負担をしていくことが必要である。この施策に関し社会保険料負担、公費負担及び利用者負担の規模とその財源構成をどうするかについては、国民の合意に基づき適切な選択をしていかなければならない」とした上で、社会保障の財源としては、「社会保険は、その保険料の負担が全体として給付に結びついていることからそ

の負担について国民の同意を得やすく、また給付がその負担に基づく権利として確定されていることなど、多くの利点を持つているため、今後とも我が国社会保障制度の中核としての位置を占めていかなければならない。したがって増大する社会保障の財源としては社会保険料負担が中心になるのは当然である」と延べています。

#### ドイツでは導入まで二〇年間議論

本当にすべての人が介護サービスの給付を受けられるのなら、所得に関わらず生存権として給付を受けられる公費方式の方が優れていることになるはずであります。実際に、後述べるように、社会保険方式は逆進的な保険料や定率の利用料に耐えられない低所得者をサービスから強制的に排除するシステムとしてしか作用しないのであります。現に高齢者福祉が進んでいる北欧諸国は社会保険方式を採用していません。社会保険方式を採用しているのは、ドイツ、オランダだけであり、そのドイツでは混乱や矛盾がでています。

日本が模倣した介護保険の先進国ドイツは、介護保険の導入にあたって二〇年間国民的議論をした上での施行でありました。日本は社会保障制度審議会の議論が始まってからわずか五年程でスタートしようとしているのであります。

介護保険法では、制度の骨格だけが明文化され、肝心の「介護認定基準」「介護報酬額」「保険料」をはじめ、厚生省の官僚が決める政省令事項等が三〇〇近くあり、しかも、重要な関心事は未だ明らかになっていません。「厚生大臣は歩きながら考える」と公言していますが、高齢者サービスを提供する人達や、市町村の担当者は大変な状況に追いこまれています。

私は前段で長々と介護保険の成り立ちを述べました。保険方式を取り入れたことによる矛盾と、この制度を拙速に導入したことによって、国民的議論が皆無であったことが、二〇〇〇年四月スタートを目前にして、迷走と混乱の中にあると考えます。このことについて、どのように思っているか率直に答弁をお願いします。(つづく・黒川 征一)

### はやくも特別養護老人ホームで追い出し

ある介護保険の学習会で怒りの発言があった。「九ヶ月待って、やっと入れた特養ホームでホッとしたのもつかの間、四ヶ月足らずで具合が悪くなり病院に入院。直ちに息子をつかまえて特養ホームの退所届けを書かされた」というのだ。発言はつづいた。「その息子は知的障害者、同居のおばあちゃんは身体障害者、私は親類で後見的立場にある……」「今は病院で治療中だからよいが、治っても帰るところがない。特養ホームでは退所届けがあるので二度と入れないと言われた。介護保険ではこうしたことが増えるのではないかと。」

「五年間は在籍保障があり安心」と言われているが、それはその間、一回も入院しないことが前提だという。入院すると同時に、その人は医療保険の対象となり、施設には一銭のお金も入らなくなる。他方、病院は治療が終われば即退院。点滴、酸素がついていても容赦ない。肩たたきと、遠くの病院への転院勧告がつづく。

現在は措置制度があり、三ヶ月間の入院中保障があるが、介護保険になれば即退所とな



るといふ。介護保険で入所できるのはごく一部。介護する者がいるにかかわらず在宅介護を余儀なくされ、十一兆円の老人医療費のうち三〇%を削減できると政府は計算。それを前提に、大企業の要求である老人保健法への拠出金を廃止し、老人医療保険の創設することも日程にのぼっている。財源はまたもや保険料か消費税かで議論中だ。

こうした中で、介護保険スタート前からすでに特養ホームは経営優先となり、福祉施設ではなくなっているのだ。措置費をうち切られる特養ホームの苦悩はわかる。特養ホームで働く労働者はリストラもあり、毎朝朝礼での理事長の発言にビクビクしているという。

特養ホームらに福祉施設としての公的補助の実現を」と叫びたい。(滝野 嘉津子)

## ◇ 読者からのおたより ◇

「すべて疑い得る」写真が出来ましたので送ります。「すべては疑い得る」は、マルクスだけの専売特許ではなく梅園先生の考え方でもあったわけです。(日教組・K)

編集部より 三浦梅園、名は聞いておりましたが、詳しくはまったく知りませんでした。小さな村にトテツモナイ大人物が出るのですね。さらにご活躍を。

国鉄闘争を闘わずして目の前の闘いはない 今大事なことは、私たち労働組合を担っている一人が責任と自覚を持って、粘り強く闘い続けていくことです。権力者たちによって分断された働く者の力が再び結集することを信じ、責任を持って闘い、次世代に引き継ぐことが必要と思います。昨年五月二八日『国労敗訴』の日から、また新しい闘いが始まりました。敵も味方も長期戦は覚悟のうえです。「国鉄闘争を闘わずして目の前の闘いはない」を合言葉に、今は辛抱強く闘い続ける時期だと考えます。(自治労・K)

編集部より いいですね。この言い回し、私もアチコチで使わせてもらいます。来る政界再編に備える 日本の政治は国民の政治離れをよいことに急速に右傾化を強め、強権発動も辞さない態度に、歯止めを掛ける勢力が存在していない。労働組合も分裂を恐れ大衆行動を起こさせず、民主党もそれぞれの思いだけで動き出す現状は、自民党の独走を後押しするなものでもない。再び政党の離散集合が起きると思うが、そのときは私たちもきちんと議論が必要であらう。

編集部より 民主党は労働者の党ではありません。ユニオン連合が「オーナー」を気取っているだけです。その連合は改憲をめざす「二一世紀臨調」を支える基軸組織です。(北海道・M)

メロン三〇〇箱達成 物販中でも一番胃の痛くなるのが産地への最終個数のお願ひ締切り日。現在達成数と最終到達予想のギャップをどこまで腹くりするかが大問題。リングとちがつて日持ちのしないメロンだけにハラハラドキドキ、エーイ最後は神だのみ、仲間だのみ。(恵泉寮支部・N)

編集部より 生ものだもの。胃の痛さよく分かる。私も十年前、国労闘争団のホッケで経験済み。北海道と東京の温度差、配達日に雨でないこと神だのみ。判決まじかとか、さらにがんばって。拡大誌送って下さい 社会通信七四五号等々はたいへん良い誌面です。介護のこと、国労のこと知りたいことがよくわかり勉強になります。印刷して送っています。お願ひです。社会通信拡大したのです。七四五号残あれば五部一〇部お願ひします。なかつたらあるものをお願ひします。振込用紙もお願ひします。(えひめ・N)

傍聴参加、激励、ありがとう。八月十日、山口県地労委において、二回目の審問が行われました。証人として健勝苑労組・日野委員長、会社・田中総務部長、石崎ル・ディア担当次長が出席、審問を受けました。前回の会社証人・笠井次長(ル・ディア責任者)に続いて証言に立った田中部長、石崎次長は、自らが宇部工場に向いて行った「組合活動妨害や支配介入」について、「労働組合についての知識がないので一緒に勉強会のつもりで」「職場が混乱して、生産に影響するので」などと、正当化するために躍起です。しかし、いくらごまかしてもダメです。本部での言動も含めて、労働組合への結集に対する妨害の事実は隠せません。職場の労働者皆が見ています。

(激励先：山口県宇部市大字際波一六一四一四 健勝苑労働組合宇部支部)